

各報道機関 様

令和4年9月22日配信

住民訴訟判決を受けて市長コメント

平成31年4月に佐賀地方裁判所に提訴され、令和4年3月18日に判決が言い渡された住民訴訟(市が民間事業者に委託した契約行為「うれしのまちづくりコンセプト絵巻作成業務委託」の無効を認めさせ、損害賠償を求めるもの)の控訴審において、本日、福岡高等裁判所で判決が言い渡されました。

判決では、原告の請求が退けられ本市の主張が認められたものと受け止めております。

本市としましては、今後も引き続き、市政の適切な運営に努めてまいります。

嬉野市長 村上大祐

<お問い合わせ>

嬉野市役所 総務・防災課

担当 太田 Tel.0954-66-9111